様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　2025年 9月 5日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）ゆうげんがいしゃきょうわでんたるらぼらとりー  一般事業主の氏名又は名称 有限会社協和デンタル・ラボラトリー  （ふりがな）きむら　けんじ  （法人の場合）代表者の氏名 木村　健二  住所　〒270-0137  千葉県 流山市 市野谷３９８番（運Ａ４２街区５－３）オーラルイノベーションセンタービル  法人番号　1040002045352  　情報処理の促進に関する法律第２９条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　協和デンタル・ラボラトリーのDX戦略 | | 公表日 | ①　2023年 5月 1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　自社ホームページ／トップ画面→協和デンタルラボラトリーDX戦略  　https://kyowa-dental.co.jp/dx/  　自社ホームページTOP→協和デンタルDX戦略→協和デンタル・ラボラトリーのDX戦略「DX推進に関する経営ビジョン」 | | 記載内容抜粋 | ①　「DX推進に関する経営ビジョン」  協和デンタル・ラボラトリーは、歯科界におけるDX化を推進する企業として2028年を目標に、DX時代のデジタルを活用した新しい歯科医療における歯科医師のサポート役として、患者様の健康と笑顔の回復に貢献できる企業体制づくりを推進します。これを実現するために、今まで着手してきたデジタルを活用した歯科技工技術をさらに洗練・高度化させます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　・DX戦略の内容は、2023年4月18日に実施した「DX推進委員会」推進メンバー・幹部・取締役合同会議にて承認されました。  ・「DX推進に関する経営ビジョン」の改訂を行い、2023年9月6日に「DX推進委員会」推進メンバー・幹部・取締役合同会議にて承認されました。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　協和デンタル・ラボラトリーのDX戦略 | | 公表日 | ①　2023年 5月 1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　自社ホームページ／トップ画面→協和デンタルラボラトリーDX戦略  　https://kyowa-dental.co.jp/dx/  　自社ホームページTOP→協和デンタルDX戦略→協和デンタル・ラボラトリーのDX戦略「DX戦略」1および２ | | 記載内容抜粋 | ①　1.口腔内スキャナーデータを用いたオールデジタル技工体制の構築  ・患者様の口腔内データを活用・連携させ、様々な治療分野(歯冠補綴、義歯、インプラント、ガイド、診断)に役立つ技工装置の製作やサービスを提供します。  そして、患者様のQOL（生活の質）向上に役立てます。  ・単なる効率化ではなく、技工士の繊細な感覚、きめ細かな個別症例への対応など、今まで培ってきた「匠の技術」をデジタル技工に転換させていきます。  2.ミクロン単位の精密歯科技工技術の向上  ・CAD/CAM関連設備の保守・更新・拡充及び最先端設備導入を計画的に行い、精密技工技術の精度を維持向上させます。  ・CAD/CAMの運営・研究体制を強化し、機械のポテンシャルを最大限に引き出す技能集団になります。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　・DX戦略の内容は、2023年4月18日に実施した「DX推進委員会」推進メンバー・幹部・取締役合同会議にて承認されました。  ・「DX推進に関する経営ビジョン」の改訂を行い、2023年9月6日に「DX推進委員会」推進メンバー・幹部・取締役合同会議にて承認されました。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　協和デンタル・ラボラトリーのDX戦略  　自社ホームページTOP→協和デンタルDX戦略→協和デンタル・ラボラトリーのDX戦略「DX戦略推進体制」および「DX戦略」４（１）（２） | | 記載内容抜粋 | ①　協和デンタル・ラボラトリーのDX戦略は、「DX推進委員会」を中心に推進してまいります。  DX推進委員会は、各取り組み事項の進捗状況を定期的に確認するとともに、推進が円滑かつ適正に進むよう、各担当者へのフォローや社内レビューを行う役割を担います。  また、DX推進委員会は外部専門家の助言も受けながら、客観的かつ専門的な視点を取り入れた推進体制を構築しています。  これにより、本DX戦略の着実な前進を図ってまいります。  自社ホームページ「協和デンタルラボラトリーDX戦略」の「DX戦略推進体制」で体制図とともに下記の内容を公表しました。公開場所は、https://kyowa-dental.co.jp/dx/  4 DXを支える人材づくり  (1) CAD/CAMや各種ソフトを扱えるデジタル人材の育成をします。  ・IT関係の資格取得やデジタル機器の取り扱い技術促進等、DX時代の教育を進めます。  ・継続的に勤務できるように、遠方で実施可能な職種を検討し、テレワーク体制の推進・拡充を図ります。  (2) 可能性ある人材を採用・連携することでデジタル化を加速させます。  ・デジタル人材の採用プロセスを検討します。  ・各種デジタル専門家と提携して、DX時代の業務運営の社外連携チームを強化します。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　協和デンタル・ラボラトリーのDX戦略  　自社ホームページTOP→協和デンタルDX戦略→協和デンタル・ラボラトリーのDX戦略「DX戦略」３ | | 記載内容抜粋 | ①　3 一貫した業務プロセス体制の構築  ・技工指示書、口腔内スキャナーデータ、相談履歴、参考写真、製作進捗管理、売上データ、などを一貫した情報システムで管理する体制づくりを推進します。  ・今まで活用してきた自社システムを更に高度化させ、技工所におけるIT活用業務の集大成を図ります。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　協和デンタル・ラボラトリーのDX戦略 | | 公表日 | ①　2023年 5月 1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　自社ホームページ／トップ画面→協和デンタルラボラトリーDX戦略  　https://kyowa-dental.co.jp/dx/  　自社ホームページTOP→協和デンタルDX戦略→協和デンタル・ラボラトリーのDX戦略「取り組み事項とKPI(2028年度目標値)」 | | 記載内容抜粋 | ①　取り組み事項とKPI(2028年度目標値)  オールデジタル技工体制の構築  取り組み事項  ・医院へのIOS導入サポート  ・デジタルを活用した立ち会い体制の確立  ・手作業技工のデジタル化/機械化による効率化を目指す  KPI  ・IOS症例月1500件  ・デジタルを活用した立ち会い導入  ・主要技工プロセスのデジタル化率80%  ミクロン単位の精密歯科技工技術の向上  取り組み事項  ・CAD/CAM設備の維持・投資計画の作成と定期的な検証  ・歯のデザイン×CAM機の最高精度の維持  KPI  CAM機の標準精度の維持率100%  一貫した業務プロセス体制の構築  取り組み事項  ・一貫した業務システムの検討と改修・構築  ・歯科医院とのデータの受け渡し体制のルール化  ・ことづくりのデジタルによる可視化  ・デジタル歯科技工物の品質向上のための取り組み  KPI  ・2028年新システム稼働  ・再製率低下  DXを支える人材づくり  取り組み事項  ・IT知識習得の教育体系構築と運用  ・デジタル人材採用に向けた新しい採用プロセスの導入  ・社外デジタル専門家の提携  KPI  ・デジタル定期勉強会実施月2回  ・デジタルスキル試験の実施  ・デジタルインフラ業務のサポート体制の構築 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2023年 5月 1日  ②　2025年 7月 5日 | | 発信方法 | ①　DX戦略の推進状況（経営者メッセージ）DX戦略を策定しました  　自社ホームページTOP→協和デンタルDX戦略→協和デンタル・ラボラトリーのDX戦略「DX戦略の推進状況（経営者メッセージ）」→ 2023/05/01 DX推進状況に関するご報告2023/05/01公開「DX戦略を策定しました」  　https://kyowa-dental.co.jp/info/post-3430/  　自社ホームページTOP→協和ニュース&セミナー情報→2023.5.1「DX戦略を策定しました」  ②　DX戦略の推進状況（経営者メッセージ）DX推進状況に関するご報告  　自社ホームページTOP→協和デンタルDX戦略→協和デンタル・ラボラトリーのDX戦略「DX戦略の推進状況（経営者メッセージ）」→ 2025/07/01 DX推進状況に関するご報告  　https://kyowa-dental.co.jp/info/post-4778/  　自社ホームページTOP→協和デンタルDX戦略→協和デンタル・ラボラトリーのDX戦略「DX戦略の推進状況（経営者メッセージ）」→ 2025/07/01 DX推進状況に関するご報告 | | 発信内容 | ①　2023年5月1日  「DX戦略を策定いたしました。」  皆様、こんにちは。協和デンタル・ラボラトリー代表の⽊村健⼆です。  当社は、1984年の創業以来、千葉県松⼾市を拠点に、⻭科技⼯⼀筋で技術と知識の研鑽に取り組んでまいりました。  ⻭科技⼯というと馴染みのない⽅々もいらっしゃるかもしれませんが、⻭科医師の指⽰のもと、オーダーメイドで患者様の⻭や⼊れ⻭を作る職業です。  ⻭科技⼯は、これまで⻑きにわたり、⼀品⼀品⼿作業で製作する「匠」の職業でした。  しかし現在、⻭科医療業界も「デジタル化」が進展しています。  例えば、⻭科医院で型取りをした経験がある⽅は多くいらっしゃると思います。  その型取りに代わり、「⼝腔内スキャナー」という装置を使って患者様のお⼝の中を撮影すると、データ化されクラウドを通して私たち⻭科技⼯所に届きます。  私たちは、そのデータをPC画⾯上で操作し、患者様の顎の動きに合わせた精度の⾼い⻭を作ることができます。  当社は、積極的に匠の時代に培ってきた技術をデジタル技術へ転換してまいりましたが、DX時代のデジタルを活⽤した新しい⻭科医療における⻭科医師のサポート役として、患者様の健康と笑顔の回復に貢献できる企業体制づくりを推進するために「DX戦略」を策定し、全社を挙げて取り組んでまいります。  ②　2025年7月1日  「DX推進状況に関するご報告」  協和デンタル・ラボラトリー代表の木村健二です。  久しぶりの投稿となりました。日々デジタル技術は進展しており、この2年、当社にもさまざまな変化がありましたので、DX推進活動についてご報告いたします。  当社は、DX時代のデジタルを活用した新しい歯科医療における歯科医師のサポート役として、患者様の健康と笑顔の回復に貢献できる企業体制づくりを目指すべく、今まで着手してきたデジタルを活用した歯科技工技術をさらに洗練・高度化させることを目指しています。  DX戦略を策定した日から5年後、2028年を一つの目標と定め、現在2年が経過しました。現在の進捗の様子は下記のとおりです。  １「オールデジタル技工体制の構築」  口腔内スキャナーの受注件数が年々増加しています。新しい口腔内スキャナーが順次登場していますが、いずれのスキャナーにも対応できる体制を整えております。口腔内スキャナーの普及に伴い、当社でもオールデジタル受注件数も増加、2024年にはデジタル技工とアナログ技工比率がついに半々となりました。  デジタル関連の質問を多くお受けするようになり、歯科医師の先生がたのサポート役が務まるよう、日々情報の収集や最新技術に対する対応力を培ってまいります。  ２「ミクロン単位の精密歯科技工技術の向上」  デジタル技工の増加に伴い、生産体制の増強に努めた２年間でした。ミリングマシーン、3Dプリンター、口腔内スキャナー、技工用卓上スキャナー、金属床電解研磨装置などの最新設備を導入し、精度の追求と、業務体制効率化を両輪で図りながら、更なる精密歯科技工技術向上を目指します。  ３「データを活用し、一貫した業務プロセス体制づくりを進めます」  一貫した業務システムの構築を目指して業務プロセスの再検討に励んでおります。また、データ受注専門のスタッフを増員し、現場の体制も強化しました。  ４「DXを支える人材を増加させます」  チーム別にテーマを決めた勉強会を毎週水曜日の朝に開催しております。デジタルを工夫して活用する手法の実験、研究等の活用など、そのテーマは日々の臨床に促したものとなっております。その成果は、年に１度の社内勉強会で、チーム毎に発表し、知識の共有に努めております。  また、社外デジタル専門家のサポートを受けながら、事務・営業部門におけるデジタル化が大きく推進された点も、この2年の大きな進歩であったと考えます。  以上のように、DX戦略の策定を契機に、DX推進活動がより活発になったことは、大きな実りです。歯科医師の先生がたにとって、調整の少ない歯科技工物、患者様にとって健康と笑顔の回復につながる歯科技工物の提供ができるように努めてまいります。  引き続き、ご指導の程よろしくお願い申し上げます。  有限会社協和デンタル・ラボラトリー  代表取締役　木村　健二 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2023年 2月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施し、IPAの入力サイトより提出済み。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2023年 2月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | SECURITY ACTION制度に基づき自己宣言（二つ星）を行っている。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。